

文京区都市計画審議会条例（昭和五十年三月文京区条例第二十五号） 新旧対照表

改正後(案)	現行
<p>○文京区都市計画審議会条例</p> <p>昭和50年3月22日条例第25号 昭和52年10月4日条例第32号 平成12年3月23日条例第24号 平成14年12月6日条例第38号 <u>令和5年〇月〇日条例第〇〇号</u></p> <p>第1条から第2条まで(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、次に掲げる者につき区長が委嘱する委員をもつて組織する。</p> <p>一 学識経験者 三人以内 二 区議会議員 七人以内 三 関係行政機関の職員 三人以内 <u>四 区内関係団体の推薦による者(区民に限る。) 四人以内</u> <u>五 公募区民 三人以内</u></p> <p>第4条から第8条まで(略)</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○文京区都市計画審議会条例</p> <p>昭和50年3月22日条例第25号 昭和52年10月4日条例第32号 平成12年3月23日条例第24号 平成14年12月6日条例第38号</p> <p>第1条から第2条まで(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、次に掲げる者につき区長が委嘱する委員をもつて組織する。</p> <p>一 学識経験者 三人以内 二 区議会議員 七人以内 三 関係行政機関の職員 三人以内</p> <p><u>(新設)</u> <u>四 区民 三人以内</u></p> <p>第4条から第8条まで(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>